

川辺町 高齢者先進安全自動車購入費補助制度 Q&A

	質 問	回 答
申請について		
1	申請書はどこでもらえますか？	総務課の窓口で配布するほか、町ホームページからも入手することができます。
2	郵送やインターネットで申請できますか？	できません。トラブルを回避するため、申請方法は総務課窓口での受付となります。
3	申請書の提出は、土日祝日でも可能でしょうか？	申請書の受付は役場の開庁日（平日）のみです。
4	申請はどのタイミングでできますか？	新規登録が完了し、車検証の写し等の必要書類がそろえば申請できます。納車を待つ必要はありません。
5	申請は自動車販売店に代理で行ってもらっても良いですか？	申請書は、自動車販売店の方に代理で提出していただいても結構です。なお、申請者は購入された個人に限ります。 自動車販売店におかれましては、申請者が高齢の方ですので、書類の記入や申請書の提出等について、お手数をお掛けしますが、何卒ご支援、ご協力をよろしくお願い致します
6	新規登録を行った後、申請するまでの期限はありますか？	新規登録日から2か月以内に申請してください。2か月を過ぎた場合は、受付できません。 ただし、新規登録日から2か月後の日より、3月31日の方が早い場合は、その日が期限となります。 例①：令和元年6月4日(月)新規登録→令和元年8月2日(金)までに申請 例②：令和2年2月19日(火)新規登録→令和2年3月31日(月)までに申請
7	令和2年2月（平成31年度）に新規登録した場合は、令和2年4月（令和2年度）に申請することはできますか？	年度をまたいだ申請はできません。 新規登録日が属する年度と同年度内に申請してください。ただし、予算が無くなった場合は、申請を受付できませんので、予めご了承ください。
8	平成31年度に一度補助金を受けたのですが、令和2年度にも申請することはできますか？	本補助制度は、年度に関係なく1人につき1台（回）限り受けることができます。同一申請者が、2台（回）以上の申請をすることはできません。
補助金対象者について		
9	いつの時点で満65歳以上であればいいか？	新規登録が完了した時点で満65歳以上の人を対象となります。 車検証の交付年月日と同じになります。
10	申請時に満65歳であれば対象となりますか？	申請時に65歳であっても、新規登録時に65歳に到達していなければ、対象となりません。
11	家族等が高齢者のために購入する場合は補助対象になりますか？	高齢者が自ら購入する場合を対象としており、本人以外が購入する場合は対象となりません。この場合、売買契約者の契約者が申請者と異なることから、対象となりません。

12	新規登録後、補助申請前にナンバーを変更した場合は、車検証の登録日が変わってしまいますが、補助対象になりますか？	新規登録時と所有者及び使用者が変わっていないことを確認するため、新旧両方の車検証の写しをご提出ください。申請者（購入者）が新規登録をしたこと、ナンバーの変更をしたことが確認できれば、補助対象になります。
13	現在は川辺町外に住んでいますが、近々川辺町内に引っ越す予定です。車を購入すると補助対象になりますか？	新規登録日に川辺町に住民票があり、満 65 歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。
14	国の補助制度を受けますが、町の補助制度も併せて受けられますか？	他の機関又は制度において補助を受ける方又は受ける予定の方は、町の補助対象にはなりません。
15	車両を 2 台購入し、国と町のそれぞれの補助を受けられますか？	他の機関又は制度において補助を受ける方又は受ける予定の方は、2 台目の車両を購入しても対象にはなりません。
補助対象となる自動車について		
16	車両本体価格（消費税抜き）300 万円以下の車が対象とのことですが、オプションの価格は含まれますか？	オプションの価格は含まず、メーカー小売希望価格である車両販売価格（消費税抜き）が 300 万円以下の自動車を対象としています。お間違えのないようご注意ください。
17	車両本体価格（消費税抜き）300 万円以下の車が対象とのことですが、現行モデルは 300 万円以下で、モデルチェンジ等で価格が 300 万円を超えた時はどうなりますか？	車両本体価格（消費税抜き）が 300 万円を超えた自動車を購入した時は、対象になりません。 売買契約（注文）時に、300 万円以下の自動車を購入していることが要件になります。
18	満 65 歳以上で、自ら使用するために購入したのですが、自分が営む会社名義で購入しました。補助対象になりますか？	本補助制度では、「満 65 歳以上の方が、非営利かつ自ら使用する目的で購入」したことが要件です。会社名義で事業用として購入した場合は、補助対象になりません。 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている車が対象です。
19	車庫証明が町外の場合は対象になりますか？	「町内を使用の本拠」として使用する場合には対象となります。 「使用の本拠」は、車庫証明ではなく車検証により確認させていただきます。使用の本拠が川辺町内であれば、保管場所は町外でも対象となります。
20	満 65 歳以上ですが、子どものために新車を購入しました。実際に使用するのは子どもです。補助対象になりますか？	本補助制度では、「満 65 歳以上の方が、非営利かつ自ら使用する目的で購入」したことが要件です。申請者（購入者）以外の方が使用する場合は、補助対象になりません。 売買契約書（注文書）、車検証の所有者及び使用者欄で確認します。すべてに申請者（購入者）の名前が記載されている必要があります。
21	ローンで購入したので、所有者欄が自動車販売店名になっていますが、補助対象になりますか？	ローン購入の場合に限っては、売買契約書（注文書）、車検証の「使用者」欄に申請者（購入者）の名前が記載されていれば補助対象になります。

22	リースで新車を契約しましたが、補助対象になりますか？	リースの場合は、補助対象になりません。申請者が新車を購入して、新規登録することが要件です。
23	中古車、未使用車（新古車）を購入した場合は、補助対象になりますか？	新規登録した車を対象としていますので、中古車、未使用車（新古車）等を購入した場合は、補助対象になりません。また、海外から輸入した中古車を日本国内で初めて新規登録した場合も、補助対象にはなりません。
24	貨物車両は、補助対象になりますか？	補助対象となります。
25	新車を購入して補助金を受け、すぐに売却や名義変更等を行うことは認められますか？	認められません。補助金を受けて取得した自動車は、新規登録日から1年以上使用することが義務付けられます。1年未満で自動車を処分（名義変更、売却等）した時は、補助金を返還していただく場合があります。ただし、申請者の責任ではない事由で使用できなくなった場合は除きます。
26	補助金を受け取った後、川辺町外へ転居することになってしまいましたが、補助金は返還となりますか？	申請者が引き続き使用し、名義変更、売却等の処分をしなければ、補助金を返還する必要はありません。
27	衝突被害軽減ブレーキは、各自動車メーカーによって違いがありますが、すべて対象になりますか？	衝突被害軽減ブレーキは、「レーダー等で前方障害物を検知し、障害物に衝突するおそれがある場合に、運転者へ回避操作を行うよう警報が作動し、障害物との衝突が避けられないと判断した場合には、障害物との衝突による被害を軽減するために自動的にブレーキ制御を行う装置」と規定していますので、この機能を有する装置が補助対象となります。
申請書の書き方及び添付書類について		
28	「補助金交付申請書や請求書」は、代筆しても良いですか？または、パソコンで入力しても良いですか？	申請者の申請意志を確認するため、また、同意を確認するため、様式内の署名及び押印は、必ず申請者本人が記載してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも結構です。
29	添付書類「先進安全自動車販売証明書」は、申請者が購入した自動車販売店で記入してもらうのですか？	「先進安全自動車販売証明書」は、補助金の対象の装置かどうかを判定する重要な書類ですので、自動車販売店に記入をお願いしてください。自動車販売店におかれましては、証明者は自動車販売店の代表者、店長（営業所長）名でご記入ください。また、「購入者の氏名」欄は、申請者の氏名をご記入ください。
30	添付書類「自動車運転免許証の写し」は、表面だけで良いのですか？	表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しもご提出ください。運転免許証は、有効期限内であることを確認してください。申請者が自動車の運転が可能である必要があります。
31	申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け	申請書を受理してから、概ね2か月後の振込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。

	取ることができますか？	す。予めご了承ください。
30	補助金の受取方法は？現金での受取りも可能ですか？	補助金の受取方法は、口座振込のみです。現金での受取りはできません。また、受取りは申請者に限りますので、他人名義の口座への振込みもできません。
その他		
31	町や警察では、高齢者に対して、運転免許証の自主返納を呼び掛けていますが、それと補助制度は相反するのではないですか？	警察や県、町では、高齢者に対して、運転免許証の自主返納を呼び掛け、推進しています。しかし、公共交通機関が限られる地域では車を必要とする高齢者が多いという実情があり、また、高齢化社会を迎える中で元気で活躍する高齢者の社会参加は不可欠という状況もあります。交通事故の防止を目指して、補助制度と運転免許証の自主返納を両輪として進めていきます。